

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）1／3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7\*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十実務経験3年） 「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等十実務経験5年）

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2/3

別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 3/3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	真	水	消	清	解	
36	基幹技能者	登録タイル張り基幹技能者								7																					
		登録標識・路面標示基幹技能者						7										7													
		登録消火設備基幹技能者																									7				
		登録建築大工基幹技能者				7																									
		登録硝子工事基幹技能者															7														
		登録建築測量基幹技能者				7																									
		登録弁砌・破碎基幹技能者						7																							
		登録ウレタン断熱基幹技能者																	7												
		登録解体基幹技能者																		7									7		
		登録土工基幹技能者						7																							
		登録ALC基幹技能者									7																				
		登録圧入工基幹技能者							7																						
		登録送電線工事基幹技能者							7		7																				
		登録さく井基幹技能者																									7				
		登録あと施工アンカー基幹技能者						7																							
		登録計装基幹技能者								7	7										7	7									
		登録土質改良基幹技能者							7																						
		登録都市トンネル基幹技能者							7																						
		登録潜函基幹技能者							7																						
		登録道路等法面保護基幹技能者							7																						
		登録斜面防災基幹技能者							7																	7					
		登録石材施工基幹技能者								7																					
その他	99	その他(上記コードに該当するものを除く)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	真	水	消	清	解

**備考**

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 解体工事業で、以下の資格に該当する方は、①解体工事に関する1年以上の実務経験、もしくは、②登録解体工事講習(平成28年8月以降の講習のいずれかが必要です。
- (イ) 平成27年度までに以下の資格に合格した者(平成28年以降の合格者は該当しません。)
- ・1級土木施工管理技士(コード: 13)
  - ・2級土木施工管理技士(コード: 14)
  - ・1級建築施工管理技士(コード: 20)
  - ・2級建築施工管理技士(建築)(コード: 21)
  - ・2級建築施工管理技士(躯体)(コード: 22)
- (ロ) 技術士法による以下の部門に合格した者
- ・建設・総合技術監理(コード: 41)
  - ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(コード: 42)
- (注2) 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 土木: 昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表(二) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/3

「2」 ……法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上的指導監督的実務経験

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

〔5〕…法第7条第2号及び法第15条第2号に該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）

〔6〕…法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

〔6〕…法第15条第2項イ又は第15条第2項ロ又は当該施設の要件を満たす同様の資本上2年以上の持続監督の実務経験

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）

「8\*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）

「8。」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該

特定建設業指定了業種

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）2/3

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業）3/3

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圓	井	真	水	消	溝	解	
36	基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者				8	8				8																				
		登録建築板金基幹技能者						8									8														
		登録外壁仕上基幹技能者				8												8	8												
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																				8									
		登録グラウト基幹技能者				8																									
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者				8																									
		登録基礎工基幹技能者				8																									
		登録タイル張り基幹技能者							8																						
		登録標識・路面標示基幹技能者				8												8													
		登録消火設備基幹技能者																									8				
		登録建築大工基幹技能者				8																									
		登録硝子工事基幹技能者																8													
		登録建築測量基幹技能者				8																									
		登録発破・破碎基幹技能者				8																									
		登録ウレタン断熱基幹技能者																				8									
		登録解体基幹技能者																													
		登録土工基幹技能者				8																									
		登録ALC基幹技能者								8																					
		登録圧入工基幹技能者						8																							
		登録送電線工事基幹技能者				8			8																						
		登録さく井基幹技能者																									8				
		登録あと施工アンカー基幹技能者				8																									
		登録計装基幹技能者																			8	8									
		登録土質改良基幹技能者				8																									
		登録都市トンネル基幹技能者				8																									
		登録潜函基幹技能者				8																									
		登録道路等法面保護基幹技能者				8																									
		登録斜面防災基幹技能者				8																					8				
		登録石材施工基幹技能者						8																							
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圓	井	真	水	消	溝	解

**備考**

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 解体工事業で、以下の資格に該当する方は、①解体工事に関する1年以上の実務経験、もしくは、②登録解体工事講習（平成28年8月以降の講習のいずれか）が必要です。
- (イ) 平成27年度までに以下の資格に合格した者（平成28年以降の合格者は該当しません。）
- ・1級土木施工管理技士（コード：13）
  - ・2級土木施工管理技士（コード：14）
  - ・1級建築施工管理技士（コード：20）
  - ・2級建築施工管理技士（建築）（コード：21）
  - ・2級建築施工管理技士（船体）（コード：22）
- (ロ) 技術士法による以下の部門に合格した者
- ・建設・総合技術監理（コード：41）
  - ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（コード：42）
- (注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合には、どの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。